

# 平成28年6月1日より退職金請求書の様式が変更になります。

退職金請求書様式変更に伴い、平成28年6月1日以後に退職金請求される方は、個人番号を記入した「退職所得の受給に関する申告書(兼)退職所得申告書」を提出していただくことになりました。退職金請求の際は下記について注意してください。

## 記

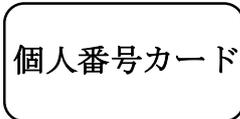
### 1. 退職金請求書の変更について

退職金請求書の「3. 退職所得申告書欄」は「退職所得確認欄」に変更されます。

### 2. 添付書類の追加について

個人番号記入欄が設けられた税務署所定の「退職所得の受給に関する申告書(兼)退職所得申告書」が添付書類として追加されます。

この申告書の提出あたり、個人番号と身元の確認ができる書類提出が必要です。提出書類は下記の2通りです。

① 個人番号の確認	② 身元の確認
1. 	(表面と裏面)
2. 通知カード 又は 住民票 (番号付き) 等	+ 運転免許証 又は パスポート 健康保険の被保険者証、年金手帳 在留カード、特別永住者証明 等

(退職金請求についての詳細は、新様式の退職金請求書(様式第7号・帯色が緑)または建退共本部ホームページをご覧ください。)

### 3. 新様式の配布について

平成28年5月23日(月)から新様式の退職金請求書(様式第7号・帯色が緑)を窓口で配布いたします。

郵送を希望される場合は、建退共群馬県支部までお問い合わせください。

### 4. 旧様式について

旧様式の退職金請求書(様式第7号・帯色が青色)の在庫がある場合には、平成28年5月末日をもって廃棄していただくようお願いいたします。

問い合わせ先 建退共群馬県支部  
電 話 027-252-1666  
F A X 027-252-1993